

まつどニュース

2026/8/19 【災害情報】

発行／松戸市 お問い合わせ TEL 047-366-7320 FAX 047-362-6162



松戸市お知らせ
キャラクター・
まつまつ

松戸市公式LINE

問：広報広聴課 ☎047-366-7320

友だち追加すると、
松戸市のいろいろ
な情報・お知らせの
中から、あなたに
ぴったりの情報をお
届けします。



松戸市公式
LINE

令和8年8月千葉豪雨 被災者生活再建のご案内〔8月19日(水)時点〕

令和8年8月13日に発生した「令和8年8月千葉豪雨」では、床上・床下浸水を始め、多くの被害が発生しました。市では、被災者の方を支援する取り組みを進めています。各担当課にご相談ください。

◆ 災害見舞金について ◆

問：福祉政策課地域福祉担当室 ☎047-366-3019(土日、祝日・休日を除く午前9時から午後4時30分まで受付)

松戸市に住民登録されている方が現に居住している住居が火災や自然災害などによって被災された場合、被害に応じて災害見舞金を支給します。

【見舞金の種別と金額について】

1 地震・風水害

住家の全壊	一般世帯	50,000円	単身世帯	20,000円
住家の半壊	一般世帯	30,000円	単身世帯	10,000円
床上浸水	一般世帯	30,000円	単身世帯	10,000円

2 傷病見舞金

災害により負傷し、2週間以上入院	1人 10,000円
------------------	------------

※単身世帯とは、社員寮、学校寮、収容施設等の単身居住者をいう。一般世帯とは、単身世帯以外をいう。

その他

- ・災害見舞金はこの他、「火災」「ガス爆発」「消火活動による水損」があります。
- ・支給手続きにあたり、被害状況が分かる写真や罹災証明書等をご用意の上、同担当室までご連絡ください。



市ホームページ

◆ 罹災証明書・罹災届出証明書の発行について ◆

問：税制課 ☎047-366-7321(土日、祝日・休日を除く午前9時から午後4時30分まで受付)

罹災証明書：災害により被害のあった住家の被害の程度を証明するものです。

発行される証明書には「一部損壊」、「準半壊」、「半壊」、「全壊」など被害の程度が記載されます。

市の職員が被害の状況を調査し、証明書を発行します。

※罹災証明書は原則、被害の状況を調査し、発行の可否を判断するため、発行まで日数がかかります。

※修繕済の建物で被害状況を確認することができない場合、罹災証明書の発行ができないことがあります。

罹災届出証明書：災害により被害を受けたことについて、その事実を市に届け出たことを証明します。

罹災証明書の発行の対象にならない建物や建物の付帯物(塀・門扉・カーポートなど)及び家財等の動産被害が対象です。

また、車両への証明書の発行も対象となります。

※罹災届出証明書は、あくまでも市に届出があったことを証明するものであり、災害との因果関係や被害の程度を証明するものではありません。



市ホームページ

◆ 税金・年金・保険料などの減免・免除・徴収猶予等について ◆

令和8年8月千葉豪雨により被害を受けた方は、被害の状況や所得などに応じて、税金や保険料などの減免・免除、徴収猶予を受けられる場合があります。

【税金(市・県民税、固定資産税、都市計画税)】

■個人市民税・県民税の減免について

納税義務者本人、配偶者又は扶養親族が所有する住宅又は家財に大きな損害を受けられた方で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方は、申請により損害の程度に応じて個人市民税・県民税が減免になる場合があります。

問: 災害復旧コールセンター ☎047-366-7309

■固定資産税・都市計画税の減免について

課税されている家屋・土地・償却資産に被害を受けた所有者の方は、被害を受けた日以降の納期に係る固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります。

問: 災害復旧コールセンター ☎047-366-7309

■市税の徴収猶予について

被災により市税の納付が困難な場合、申請により納付の猶予が認められる場合があります。

問: 災害復旧コールセンター ☎047-366-7309

【国民年金】

■国民年金保険料の免除について

風水害などにより財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難な場合、免除を受けられます。

問: 国保年金課 国民年金班 ☎047-366-7352

【国民健康保険】

■国民健康保険料の減免・徴収猶予について

災害その他特別な事情等により生活が著しく困難となった場合で、生活困窮により当該年度分の国民健康保険料が納付できないと認められる場合、減免を受けられるときがあります。

問: 国民健康保険コールセンター ☎047-712-0141

■医療費の自己負担分(一部負担金)の免除について

災害などにより収入が著しく減少し、医療費の自己負担額の支払いが困難となった場合、徴収猶予または免除を受けられる場合があります。

問: 国民健康保険コールセンター ☎047-712-0141

【後期高齢者医療制度】

■後期高齢者医療保険料・医療費自己負担額の減免等について

風水害などで大きな損害を受けた場合などに、保険料や医療費の自己負担額の減免等を受けられる場合があります。

問: 国民健康保険コールセンター ☎047-712-0141

【介護保険】

■介護保険料・介護サービス利用料の減免について

被災により介護保険料の納付や介護サービス利用料の支払いが困難となった場合、減免・徴収猶予などを受けられる場合があります。

問: 松戸市介護保険事務センター ☎047-366-7370

【パスポート】

■旅券手数料の免除について

申請により旅券手数料の免除を受けることができます。 ※窓口での申請が必要です。

問: 市民課松戸市パスポートセンター ☎047-382-6722

※制度ごとに対象となる要件や申請方法が異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

◆災害ごみの分別について◆

問: 廃棄物対策課 ☎047-704-2010(土日、祝日・休日を除く午前9時から午後4時30分まで受付)

災害ごみを出す際は、可能な範囲で分別(粗大ごみ・可燃ごみ・不燃ごみ・家電リサイクル法対象品目)していただきますよう、ご協力をお願いします。

適切に分別していただくことで、災害ごみの収集や処分をより短時間で行うことができます。

また、可能な場合は、災害ごみであることが分かるよう、張り紙をするなどの表示をお願いします。

災害ごみの回収について

①災害ごみにつきましては、順次回収にお伺いいたします。災害ごみを出す際は、可能な範囲で分別したうえで、できるだけ複数世帯でまとめて出してください。

②災害ごみを早期に収集するため、可燃ごみ・不燃ごみは、「災害可燃」「災害不燃」など、災害ごみであることがわかるよう表示のうえ、収集日に集積場へお出しいただくこともできます。

集積所へお出しいただく場合は、事前にご連絡は不要です。

③ご準備ができましたら、廃棄物対策課(047-704-2010)までご連絡ください。

持ち込みの方について

持ち込みを希望される場合は、日暮クリーンセンター(047-388-6555)へご連絡ください。



市ホームページ

◆ボランティアを必要とされている人へ◆

問: 松戸市災害ボランティアセンター ☎047-362-5963(受付時間: 平日 9:00~16:00)

床上浸水などの被害を受け、自宅の片付けなどでボランティアによるお手伝いを必要とされている方がおりましたら、松戸市災害ボランティアセンターまでご連絡ください。



社会福祉協議会
ホームページ

◆ボランティアの募集について◆

問: 松戸市災害ボランティアセンター ☎047-362-5963(受付時間: 平日 9:00~16:00)

千葉豪雨を受け、被害を受けた方のご自宅を片づけるボランティアを募集します。

募集期間: 8月19日(水)午後~21日(金)

募集人数: 各日20人

活動場所: 松戸市八ヶ崎周辺

活動内容: 家財(冷蔵庫やタンス等の大物家具)の運び出し、移動

活動条件: ①市内在住もしくは在勤であること

②ボランティア保険に加入すること

申込方法: 下記Googleフォームからお申し込みください。

<https://forms.gle/AcrrooyYUNvuS4ok7>



社会福祉協議会
ホームページ

お申し込み完了後、詳細な活動内容をメールでお知らせします。

なお、お申込みいただいた場合でも、活動終了に伴いお断りする場合があります。

◆ 浸水被害に遭われた家屋等の消毒について ◆

問: 環境保全課 ☎047-366-7336(土日、祝日・休日を除く午前9時から午後4時30分まで受付)

市による消毒作業を希望される場合は、環境保全課へご連絡ください。
作業内容は個人での対応が難しい床下の消毒作業となります。
家屋の基礎の通気口から消毒液を噴霧します。家屋構造や通気口の大きさによっては、消毒できない場合があります。
また、消毒の範囲は、通気口から噴霧が届く範囲となります。

消毒は乾燥していないと効果がないため、乾燥してからの対応になる場合があります。
ご理解、ご協力のほどお願いします。

ご家庭での消毒方法について ※掃掃時の注意事項

- 1. ゴーグル・マスク・手袋・底の厚い靴などを着用(目や口の保護・ケガ予防)
- 2. ドアと窓を開けて、しっかり喚起 3. 汚泥は十分に取り除き、しっかり乾燥 4. 清掃後はしっかりと手洗い



市ホームページ

◆ 市内被災者に対する市営住宅の提供について ◆

問: 住宅政策課 ☎047-366-7366(土日、祝日・休日を除く午前9時から午後4時30分まで受付)

松戸市では令和8年8月千葉豪雨で被災された市民の方に対し、下記の通り、市営住宅を提供しています。

対象者: 居住していた住宅が床上浸水等の被害を受け、居住継続が困難となった市内世帯

提供住宅: 既存住宅数 7戸

新規整備住戸数 ①第一期 4戸(令和8年8月21日頃に整備完了予定)

②第二期 4戸(令和8年8月25日頃に整備完了予定)

野田市提供住戸数 2戸

※上記、提供住宅の内、すでに入居している場合があります。

使用期間: 原則3か月(最長1年まで更新可)

使用料: 市営住宅家賃、敷金を免除(光熱水費等は自己負担)

受付: 申し込みは先着順で、提供できる戸数には限りがございます。所定の申請書及び証明書類を提出の上、受付順に順次、入居手続きを行います。

その他: ●設備についてはお問い合わせください。●ペットの飼育はできません。

※身体障害者補助犬法に基づく補助犬は認められます。



市ホームページ

◆ 入浴施設の提供について ~自宅での入浴が困難な人~ ◆

問: 公衆浴場について: 予防衛生課 ☎047-366-7484

スポーツ施設について: スポーツ振興課スポーツ施設担当室 ☎047-703-8508

文化施設について: 文化芸術創造課 ☎047-367-7814

このたびの被災により、ご自宅での入浴が困難となっている方への支援として、下記の施設で対応が可能となったため、利用方法等について下記のとおりご案内します。



市ホームページ

〔公衆浴場〕

施設名称(連絡先)	所在地	使用可能時間	料金	駐車場合数	その他
平和湯ランド (047-387-2044)	五香西1-12-12	15時~23時 〔水曜日定休〕	無料	6台 ※駐車場が狭いのでご注意ください	ボディーソープのご用意(男湯・女湯) シャンプー・リンス・バスタオルは各自用意
小金バスランド (047-341-1126)	小金きよしが丘2-9-1	15時~23時 〔月曜日(不定期)・水曜日(定休)〕 ※8月31日(月曜)は休み。	無料	10台 ※狭い駐車場ですのでご注意ください	ボディーソープのご用意(男湯)がございます。 シャンプー・リンス・バスタオルは各自用意

- ・公衆浴場を利用する際は、7歳以上の子どもの混浴は避けていただきますようお願いいたします。
- ・一般の方も利用します。

※次ページに続く

市内公共施設(浴室)

施設名称(連絡先)	所在地	使用可能時間	利用方法	料金	浴室	駐車場台数
和名ヶ谷スポーツセンター (047-391-5990)	和名ヶ谷1360	12時30分～20時30分 (最終入場19時30分) 〔第3月曜日休館〕	罹災証明書の提示もしくは名簿記入	無償	男女各10名程度同時入浴可 ※男女各7台のシャワーあり	第一駐車場54台 第四駐車場96台
常盤平老人福祉センター (047-382-5125)	常盤平3-25	10時～15時50分 〔月曜日休館〕	事前予約(電話) 住所を確認できる書類(被災により 用意できない場合は不要)	無償	男5人・女4人(各回50分の交代制) ※15時以降は被災者専用 ※家族構成により1家族での貸切利用も可(要相談)	4台
矢切老人福祉センター (047-368-1508)	上矢切299-1 (総合福祉会館内)	10時～15時45分 〔月曜日休館〕	事前予約(電話) 住所を確認できる書類(被災により 用意できない場合は不要)	無償	男5人・女5人(各回45分の交代制) ※15時以降は被災者専用	40台 ※他施設との供用
小金原老人福祉センター (047-344-8270)	小金原6-6-2 (小金原市民センター内)	10時～16時45分 〔月曜日休館〕	事前予約(電話) 住所を確認できる書類(被災により 用意できない場合は不要)	無償	男4人・女4人(各回45分の交代制) ※15時以降は被災者専用 ※家族構成により1家族での貸切利用も可(要相談)	12台 ※他施設との供用 ※近隣に商店街駐車場有
東部老人福祉センター (047-392-3701)	紙敷953-2	10時～14時50分 〔月曜日休館〕	事前予約(電話) 住所を確認できる書類(被災により 用意できない場合は不要)	無償	男2人・女2人(各回40分の交代制)	4台

各施設にはシャンプー・石鹸などの備品なし。

〔シャワー施設(スポーツ施設)〕

施設名称(連絡先)	所在地	使用可能時間	利用方法	料金	シャワー個数	駐車場台数
小金原体育館 (047-341-2242)	小金原6-4	9時～21時	事前連絡(電話) 窓口にて名簿記入	無償	男1台・女1台	26台
栗ヶ沢庭球場 (047-342-0945)	小金原8-26	7時～18時 ※9月からは7時～17時	事前連絡(電話) 窓口にて名簿記入	100円/5分	男2台・女2台	70台
柿ノ木台公園体育館(047-331-1131)	松戸594-7	9時～21時	事前連絡(電話) 窓口にて名簿記入	無償	男3台・女5台	40台
運動公園武道館 (047-363-9241)	上本郷4434	9時～21時	事前連絡(電話) 窓口にて名簿記入	無償	男3台・女3台	250台

- ・各スポーツ施設ともシャンプー・石鹸などの備品なし。
- ・第4月曜日は休館のため利用不可です(栗ヶ沢庭球場を除く)。

〔シャワー施設(文化施設)〕

施設名称(連絡先)	所在地	使用可能時間	利用方法	料金	シャワー個数	駐車場台数
文化会館(森のホール21) (047-384-5050)	千駄堀646-4	10時～21時	事前連絡(電話) 受付にて名簿記入	無償 ※原則1回500円	男1台・女1台	139台 ※原則1回500円
市民会館(047-368-1237)	松戸1389-1	9時～21時	事前連絡(電話) 受付にて名簿記入	無償	男1台・女1台	7台

- ・各文化施設ともシャンプー・石鹸などの備品なし。
- ・月曜日は休館のため、利用不可です。

災害復旧コールセンターを設置しています
問:047-366-7309 受付時間:9時～19時

【お知らせ】松戸市の重要なお知らせや災害発生時などの緊急時に不定期発行しています。